

専門医認定試験の実施に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の認定に関する申し合わせ（以下、申し合わせという）第6項に基づき、専門医認定試験の実施について定めるものである。

2 期間及び研修

専門医認定に関する内規（以下、内規という）第2条（1）の期間及び（2）の研修については、次のように取り扱うものとする。

（1）について

医師免許を取得した月の当初から及び本医学会に入会した月（事務局に登録された入会月）の当初から起算し、試験日の前月末日までの期間とする。

（2）について

その状況の生じた月の当初から認定申請の締切月末までに3年以上経過し、専門医制度卒業研修カリキュラムを修了していることとする。

3 申請手続き

（1）申し合わせ第4項に定める認定申請書等の書類は、次の各号に掲げる書類とする。認定を受けようとする者は、当該書類に所定の審査料を添えて所定の期日までに、本医学会理事長に提出しなければならない。

1）所定の認定申請書（上半身の写真を貼付したもの）

2）医師免許証の写し

3）履歴書（上半身の写真を貼付したもの）

4）内規第2条(2)に関する研修証明書

5）本医学会における主演者の学会抄録2篇の写し

ただし、学会抄録2篇のうち1篇は、本医学会地方会における会誌掲載の学会抄録、または地方会発行の発表証明書をもってこれに代えることができる。

6）内規第2条(5)に掲げる症例報告（経験症例の要約30症例）

別表1の領域1～7については、原則として、それぞれ3症例以上の提出が必要である。ただし、領域3～7のうち、3つの領域については1症例以上の提出があれば資格審査を行う。

7）症例リスト（経験症例一覧表）

自らリハビリテーション医療を担当した100症例（なるべく広い範囲にわたるもの）とする。

（2）提出書類は黒インク（またはボールペン）を用い、楷書で書く。氏名で「自署」と指定されている箇所以外はパソコン・ワープロによる印刷での作成が望ましい。特に症例報告は、様式に従ってパソコン・ワープロによる印刷で作成する。

（3）提出書類は一括して「書留」にして、本医学会事務局宛に送付する。

（4）審査料は、提出書類の送付と同時に所定の口座に払い込む。審査料の返却はしない。

（5）本医学会の年会費が未納の者は、申請することができない。

4 受験資格審査結果の通知

提出された書類に基づいて認定委員会が認定試験を受ける資格の有無について審査し、その結果を申請者に通知（受験票を送付）する。

5 試験の形式と出題内容および合否判定基準

(1) 形式と出題内容

1) 筆記試験

研修カリキュラムの内容に準拠した基本的な知識や判断に関する問題で、別表2の分野A、分野B、基礎から出題する。

2) 口頭試験

別表2の分野A及び分野Bの2グループの試験委員により行う。

リハビリテーション医療を専門的に実践する上で必要な事項について、研修カリキュラムの内容に準拠して質問する。経験症例を基にした臨床的な質問の他、倫理、リスク管理などについても問う。

(2) 合否判定

筆記試験及び口頭試験（症例報告の評価を含む）の両者の合格基準を満たすことを条件とする。

6 審査結果の通知

認定委員会の審査が終了後、理事会もしくは業務執行理事会の議を経て審査結果の通知を本人宛に行う。

7 認定手続き

第6項により、合格の通知を受けた者は、所定の登録料を所定の口座に払い込まなければならない。

合格した者については、すべての手続きが終了した後、専門医制度に関する規則第4条第3項により理事長が本医学会専門医名簿への登録とリハビリテーション科専門医の認定証の交付をし、「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」に名前を公示する。

8 不正行為への対処

(1) 次の事項で発覚した不正を不正行為として対処する。

1) 申請書類に関する不正

2) 筆記試験および口頭試験に関する不正

3) 1)、2)以外の試験に関する不正

(2) 不正が発覚し不正行為と認められた場合は、次の手続きを行う。

1) 不正が発覚（不正の発覚時期は問わず）した場合、事実関係を調査のうえ、認定委員会の議を経て理事会で審議し、対処する。

2) 理事会は、特に悪質と判断した場合は、倫理委員会の議を経て、除名を含む処分の手続きを進める。

別表 1

領域 1	脳血管障害、その他の脳疾患（脳外傷含む）
領域 2	脊髄損傷、その他の脊髄疾患（二分脊椎など）
領域 3	骨関節疾患（関節リウマチ・外傷を含む）
領域 4	脳性麻痺、その他の小児疾患
領域 5	神経・筋疾患
領域 6	切断
領域 7	呼吸器・循環器疾患
領域 8	その他（悪性腫瘍、熱傷など）

別表 2

分野 A	脳血管障害・脳外傷、脳性麻痺・小児疾患、神経・筋疾患、呼吸器・循環器疾患
分野 B	脊髄損傷・脊髄疾患、骨関節疾患・関節リウマチ、切断、その他
基 礎	解剖学、生理学、生化学、運動学、臨床検査（電気生理、画像、運動負荷試験）、物理療法、理学・作業・言語聴覚療法、義肢・装具・各種福祉用具、社会福祉

附 則

本申し合わせは、平成 15 年 9 月 27 日より施行する。
 平成 18 年 7 月 22 日より施行する。
 平成 23 年 7 月 23 日より施行する。
 平成 30 年 1 月 27 日より施行する。